

(参考)主務大臣評価における評価の区分について

参考資料 2

1. 評価区分

- S : 定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が認められる場合、又は100%以上で、かつ年度目標において困難度「高」とされ、かつ質的に顕著な成果が認められる場合
- A : 定量的指標の対年度目標値が120%以上、又は100%以上で困難度「高」の場合
- B : 定量的指標の対年度目標値が100%以上
- C : 定量的指標の対年度目標値が80%以上100%未満
- D : 定量的指標の対年度目標値が80%未満、又は業務運営の改善に関する監督上必要な命令が必要と判断される場合

2. 困難度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることについて考慮。目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、困難度「高」と認められる場合は、評価を一段階引き上げることについて考慮。

3. 予測しがたい外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮。

(注1) 「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」の「IV 行政執行法人の評価に関する事項」より抜粋。

(注2) 中期目標管理法人の場合は、「対年度目標値」を「対中期計画値（又は対年度計画値）」と読み替える。